

令和5年度 第2回滋賀県障害者雇用対策本部本部員会議 次第

開催日：令和6年3月18日(月)

県政経営会議終了後

開催場所：災害対策本部室

1 開 会

2 議 題

(1) 関係諸団体等に対する本部長宣言および要請活動について

3 閉 会 (知 事 総 括)

〈配付資料〉

資料 1-1	令和5年度滋賀県障害者雇用対策本部の取組について
資料 1-2	本部長宣言書(案)
資料 1-3	取組宣言書(案)
資料 1-4	要請書(案)
資料 1-5	関係諸団体等一覧
資料 1-6	本部長宣言および取組宣言の手引き
資料 1-7	要請活動の手引き

参考 1 滋賀県障害者雇用対策本部設置規程

参考 2 令和4年度要請書

取組1

本部長宣言・取組宣言(新規)

趣旨

関係諸団体等およびその会員企業が、障害者雇用促進法第5条に定める「事業主の責務」を果たすことができるよう、法の趣旨の理解を深め、障害者の雇用促進等に向けた自発的な取組を促すため普及啓発活動を行う。

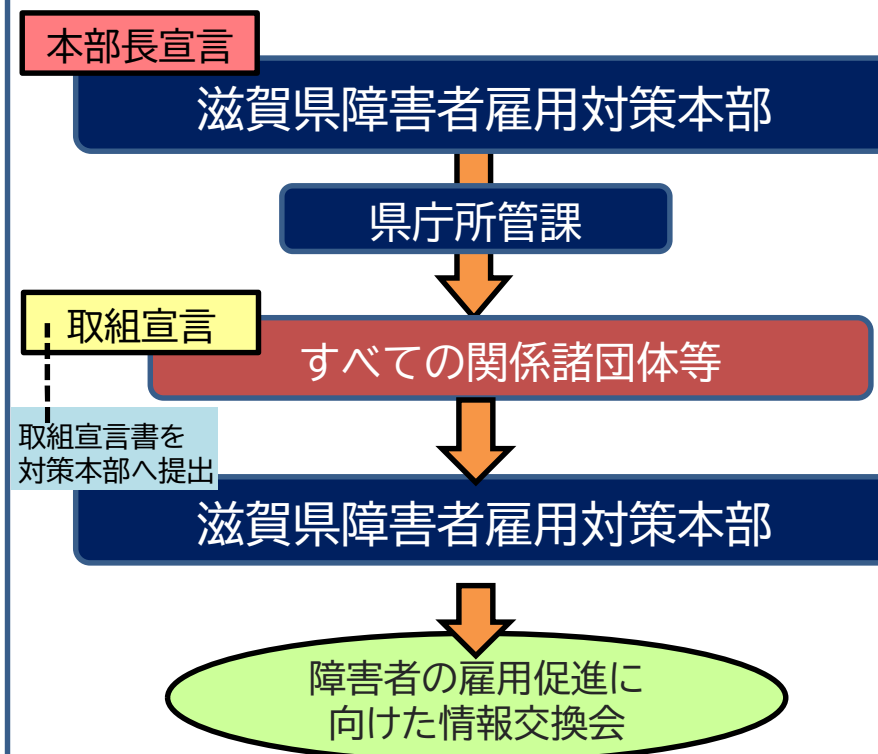
対象者

・関係諸団体等149者(予定)

実施内容

- 関係諸団体等と連携を図りながら障害者雇用に取り組んでいく旨の宣言を本部長より行う。
- 本部長の宣言書を所管課から関係諸団体等へ送付する。(R6年3月18日以降を予定)
- 本部長宣言の趣旨に賛同する関係諸団体等は、独自で行う取組内容を含めた取組宣言を行い、滋賀県障害者雇用対策本部事務局に提出する。
- 賛同する関係諸団体等による情報交換会(年2~3回程度)を実施し、相互に連携して障害者雇用の取組を推進する。

フロー図



令和5年度滋賀県障害者雇用対策本部の取組について

取組2

要請活動(継続)

趣旨

県内事業所が、障害者雇用促進法第5条に定める「事業主の責務」を果たすとともに、同法第43条第1項で規定されている「雇用義務等の数値(法定雇用率)」を維持・達成できるよう、各課の所管業務に関する経済団体や公益法人等(以下、「関係諸団体等」という)を通じて、滋賀県障害者雇用対策本部から県内事業所に対して障害者の雇用確保と維持を求めるもの。

対象者

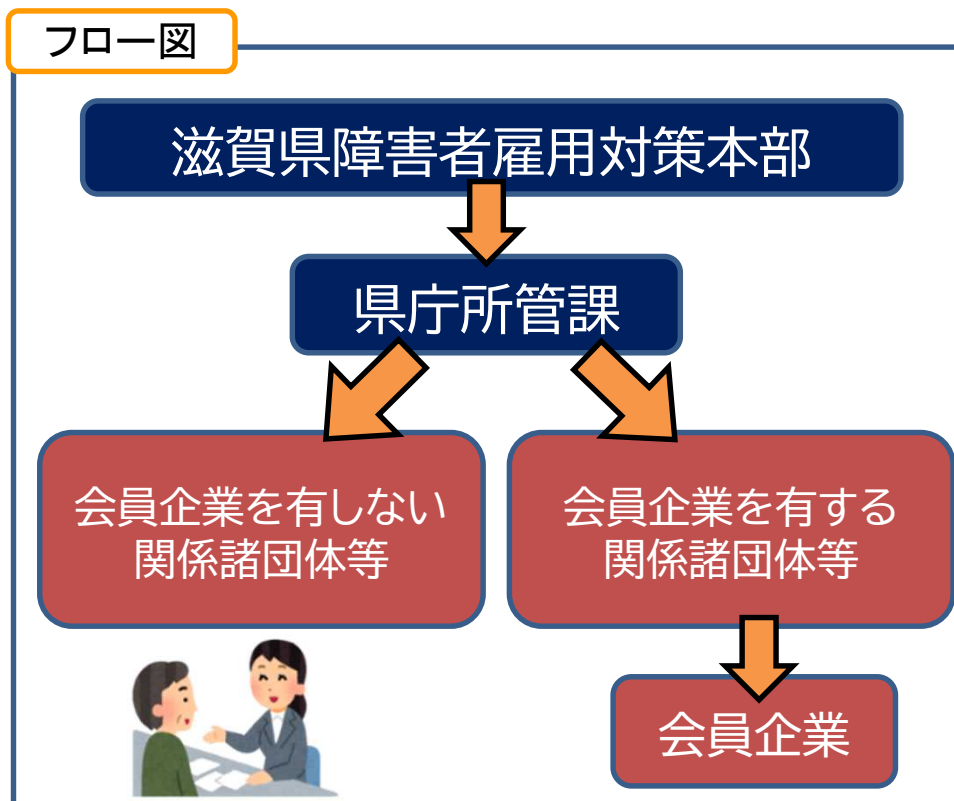
○関係諸団体等149者(予定)

※R4年度:148団体

実施内容

- 所管課より関係諸団体等へ要請書を手交する。(R6年3月18日以降を予定)
- 関係諸団体等から会員企業に要請内容が確実に周知されるよう、要請活動の手引きを添付する。(資料1-7参照)

フロー図



県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言書(案)

■基本方針

滋賀県では、「この子らを世の光に」とした糸賀一雄氏の心を受け継ぎ、障害の有無に関わらずお互いに尊重し、すべての人が持っている力を発揮できる共生社会の実現を目指して、障害者雇用促進法の基本的理念のもと、企業および関係団体等との密接な連携を図りながら、以下の取組を進めていきます。

■具体的な取組内容

障害のある人が、その希望と能力に応じ、多様な働く場に参加し、自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

- 教育現場における障害のある生徒・学生の一般就労への促進
- 障害者の知識・技能の向上による一般就労への促進
- 障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行支援
- 障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備
- 障害者の雇用促進に向けた総合的な支援の展開

令和6年（2024年）3月〇日

滋賀県障害者雇用対策本部長

滋賀県知事

三木大造

(様式1)

障害者雇用の促進に向けた取組宣言書(案)

障害者の雇用の促進等に関する法律に定める事業主の責務を果たすため、「県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言」に賛同し、以下の取組を通じて、障害者の雇用の促進します。

また、構成する会員企業等にも法の趣旨を周知し、雇用の安定に努めます。

■具体的な取組内容

- ・
- ・
- ・

令和6年(2024年) 月 日

団体名 _____

代表者氏名 _____

障害者雇用の促進に向けた取組宣言書(案)

(様式1)

障害者の雇用の促進等に関する法律に定める事業主の責務を果たすため、「県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言」に賛同し、以下の取組を通じて、障害者の雇用の促進します。

■具体的な取組内容

- ・
- ・
- ・

令和6年(2024年) 月 日

団体名

代表者氏名

■具体的な取組内容

(会員企業を有しない関係所管団体等の取組例)

- ・県が開催する障害者雇用啓発セミナーを受講し、障害者雇用の理解を深める。
- ・障害者雇用をテーマにした意見交換会を社内で実施する。

(会員企業を有する関係所管団体等の取組例)

- ・障害者雇用の理解促進のための啓発セミナーを開催する。
- ・すべての会員企業が法定雇用率の達成を目指し、会員下での情報提供や共有を図る。
- ・いわゆる「0人雇用」の会員企業を無くします。

令和6年（2024年）○月○日

団体名 ○○ ○○

代表者氏名 ○○ ○○

障害者の雇用確保・維持に関する要請書(案)

滋賀県では、「この子らを世の光に」とした糸賀一雄氏の心を受け継ぎ、障害の有無に関わらずお互いに尊重し、すべての人が持っている力を発揮できる共生社会の実現に向けて、障害者雇用の促進を図っています。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、「障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるもの」として障害者雇用の基本的理念を掲げています。

滋賀県障害者雇用対策本部では、障害者雇用の基本的理念を踏まえ、令和6年3月●日発出の「県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言書」にある基本方針と具体的な取組内容を通じて、障害者雇用施策を前進させていくこととしています。

障害者雇用の促進によって、障害者においては、自身の経済的自立や生きがいのある豊かな生活につながり、企業においては、障害の有無にかかわらず、誰にとっても働きやすい職場の実現につながります。

貴事業所には、障害者の雇用の促進と安定に、これまでも御尽力いただいておりますが、一人でも多くの障害者がその希望と能力に応じて多様な働く場に参画し、力を発揮できる環境づくりを進めていくため、障害者雇用に係る国および県の取組に引き続き御協力いただくとともに、障害者の一層の雇用促進と安定に向けて、賃金を含めた雇用環境等の整備に積極的に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

また、会員企業を有する団体におかれましては、本要請内容を会員の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

特に、民間企業の法定雇用率が令和6年4月より2.3%から 2.5%に引き上げられることから、常用雇用者数が 40.0 人以上の事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務がありますので、引き続き、障害者の一層の雇用確保・維持に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

令和6年(2024年)3月 日

関係諸団体 代表者 様

滋賀県障害者雇用対策本部長

滋賀県知事



各所属における関係諸団体等一覧
(本部長宣言・要請活動共通)

資料1-5

	調査対象(団体・代表者名)	会員企業の有無	担当課
1	滋賀県土地開発公社 理事長 野崎 信宏	なし	企画調整課
2	滋賀大学 学長 竹村 彰通	なし	企画調整課
3	滋賀医科大学 学長 上本 伸二	なし	企画調整課
4	龍谷大学 学長 入澤 崇	なし	企画調整課
5	立命館大学 学長 仲谷 善雄	なし	企画調整課
6	成安造形大学 学長 小嵯 善通	なし	企画調整課
7	聖泉大学 学長 唐 楽寧	なし	企画調整課
8	長浜バイオ大学 学長 伊藤 正恵	なし	企画調整課
9	びわこ成蹊スポーツ大学 学長 大河 正明	なし	企画調整課
10	びわこ学院大学 学長 沖田 行司	なし	企画調整課
11	滋賀短期大学 学長 秋山 元秀	なし	企画調整課
12	滋賀文教短期大学 学長 松本 秀章	なし	企画調整課
13	びわこリハビリテーション専門職大学 学長 山川 正信	なし	企画調整課
14	放送大学 滋賀学習センター 所長 平井 肇	なし	企画調整課
15	公益財団法人 滋賀県国際協会 会長 菅 哲哉	なし	国際課
16	公益財団法人淡海文化振興財団 理事長 菅 哲哉	なし	県民活動生活課
17	公益財団法人滋賀県人権センター 理事長 芝滝 全弘	なし	人権施策推進課・ 人権教育課
18	滋賀県私立中学高等学校連合会 会長 寺田佳司	あり	私学・県立大学振興課
19	滋賀県私立幼稚園・認定こども園協会 会長 小野清司	あり	私学・県立大学振興課
20	滋賀県専修学校各種学校連合会 会長 長良秀昭	あり	私学・県立大学振興課
21	公立大学法人滋賀県立大学 理事長 廣川能嗣	なし	私学・県立大学振興課
22	公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長 村田 和彦	なし	文化芸術振興課
23	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園 理事長 馬淵 兼一	なし	文化芸術振興課
24	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 理事長 中嶋 実	あり	スポーツ課
25	公益財団法人 滋賀県文化財保護協会 理事長 北川 正雄	なし	文化財保護課

	調査対象(団体・代表者名)	会員企業の有無	担当課
26	公益財団法人 淡海環境保全財団 理事長 高木 浩文	なし	環境政策課
27	公益社団法人 湖南工業団地協会 会長 奥村 伸一	あり	環境政策課
28	公益社団法人 滋賀県環境保全協会 会長 仁連 孝昭	あり	環境政策課
29	湖南・甲賀環境協会 会長 小山 和俊	あり	環境政策課
30	公益財団法人 国際湖沼環境委員会 理事長 竹本 和彦	なし	琵琶湖保全再生課
31	公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会 会長 中井 清	あり	循環社会推進課
32	一般社団法人 滋賀県産業資源循環協会 会長 木下 茂	あり	循環社会推進課
33	公益財団法人 滋賀県環境事業公社 理事長	なし	循環社会推進課
34	一般社団法人 滋賀グリーン活動ネットワーク 会長 秋山 道雄	あり	循環社会推進課
35	一般社団法人 滋賀県下水道管路維持協会 会長 清水 重郎	あり	下水道課
36	坂本森林組合 代表理事 組合長 小森 文道	なし	びわ湖材流通推進課
37	滋賀南部森林組合 代表理事 組合長 相井 忠良	なし	びわ湖材流通推進課
38	滋賀中央森林組合 代表理事 組合長 家森 茂樹	なし	びわ湖材流通推進課
39	東近江市永源寺森林組合 代表理事 組合長 谷田 市郎	なし	びわ湖材流通推進課
40	びわこ東部森林組合 代表理事 組合長 宮下 重和	なし	びわ湖材流通推進課
41	滋賀北部森林組合 代表理事 組合長 伊夫伎 博夫	なし	びわ湖材流通推進課
42	長浜市伊香森林組合 代表理事 組合長 川越 清孝	なし	びわ湖材流通推進課
43	高島市森林組合 代表理事 組合長 清水 安治	なし	びわ湖材流通推進課
44	滋賀県森林組合連合会 代表理事 会長 石谷 八郎	あり	びわ湖材流通推進課
45	滋賀県林業協会 会長 浅見 宣義	あり	びわ湖材流通推進課
46	林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部 支部長 高橋 文夫	あり	びわ湖材流通推進課
47	一般社団法人 滋賀県造林公社 理事長	なし	森林政策課
48	公益財団法人 滋賀県緑化推進会 理事長 櫻田 満	なし	森林政策課
49	滋賀県木材協会 会長 高橋 文夫	あり	びわ湖材流通推進課
50	社会福祉法人グロー 理事長 牛谷 正人	なし	健康福祉政策課
51	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長 市川 忠稔	なし	健康福祉政策課
52	社会福祉法人滋賀県共同募金会 会長 高橋 祥二郎	なし	健康福祉政策課
53	滋賀県救護施設協議会 会長 齋藤 誠一	あり	健康福祉政策課

	調査対象(団体・代表者名)	会員企業の有無	担当課
54	日本赤十字社滋賀県支部 支部長	なし	健康福祉政策課
55	一般社団法人滋賀県医師会 会長 越智 眞一	あり	医療政策課
56	一般社団法人滋賀県病院協会 会長 三木 恒治	あり	医療政策課
57	公益社団法人滋賀県私立病院協会 会長 小椋 英司	あり	医療政策課
58	一般社団法人滋賀県鍼灸師会 会長 飯塚 季也	あり	医療政策課
59	一般社団法人滋賀県鍼灸マッサージ師会 会長 岳 東弘	あり	医療政策課
60	公益社団法人滋賀県柔道整復師会 会長 杉尾 裕司	あり	医療政策課
61	公益社団法人滋賀県看護協会 会長 草野 とし子	あり	医療政策課
62	滋賀県看護学校協議会 会長 伊吹 はまよ	あり	医療政策課
63	一般社団法人滋賀県歯科医師会 会長 中村 彰彦	あり	健康寿命推進課
64	公益財団法人滋賀県健康づくり財団 理事長 山元 雅司	なし	健康寿命推進課
65	一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会 会長 堤 洋三	あり	医療福祉推進課
66	一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会 代表理事 青木 裕彦	あり	医療福祉推進課
67	滋賀県介護サービス事業者協議会連合会 会長 吉村 明浩	あり	医療福祉推進課
68	特定非営利活動法人街かどケア滋賀ネット 理事長 楠神 涉	あり	医療福祉推進課
69	滋賀県児童成人福祉施設協議会 会長 太田 正則	あり	障害福祉課
70	きょうされん滋賀支部 理事長 西川 茂	あり	障害福祉課
71	滋賀県障害児地域療育連絡協議会 会長 坂田 敦子	あり	障害福祉課
72	滋賀県社会就労センター協議会 会長 寺川 登	あり	障害福祉課
73	公益財団法人糸賀一雄記念財団 理事長 辻 哲夫	なし	障害福祉課
74	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志	あり	障害福祉課
75	滋賀県精神障害者地域支援事業所協議会 会長 撰津 相	あり	障害福祉課
76	一般社団法人滋賀県薬剤師会 会長 大迫 芳孝	なし	薬務課
77	一般社団法人滋賀県薬業協会 会長 大北 正人	あり	薬務課
78	一般社団法人滋賀県医薬品登録販売者協会 会長 藤岡 平一郎	なし	薬務課
79	滋賀県医薬品卸協会 会長 森 康之	あり	薬務課
80	滋賀化粧品工業会 会長 大原 登	あり	薬務課
81	滋賀医療機器工業会 会長 中島 祥行	あり	薬務課

	調査対象(団体・代表者名)	会員企業の有無	担当課
82	公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター 理事長 片岡 一郎	なし	生活衛生課
83	滋賀県クリーニング生活衛生同業組合 理事長 片岡 一郎	あり	生活衛生課
84	滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長 西村 和英	あり	生活衛生課
85	滋賀県美容業生活衛生同業組合 理事長 玄田 宗七	あり	生活衛生課
86	生活衛生同業組合滋賀県興行協会 理事長 松本 智	あり	生活衛生課
87	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 前川 為夫	あり	生活衛生課
88	滋賀県食肉生活衛生同業組合 理事長 岡山 光雄	あり	生活衛生課
89	滋賀県すし・料理生活衛生同業組合 理事長 上田 容弘	あり	生活衛生課
90	滋賀県理容生活衛生同業組合 理事長 宇野 臣一	あり	生活衛生課
91	滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合 理事長 井上 良夫	あり	生活衛生課
92	滋賀県社交飲食業生活衛生同業組合 理事長 水長 秀行	あり	生活衛生課
93	一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会 会長 安井 宏之	あり	生活衛生課
94	一般社団法人滋賀県食品衛生協会 会長 和田 博	あり	生活衛生課
95	一般財団法人滋賀県動物保護管理協会 理事長 石田 龍一	なし	生活衛生課
96	滋賀県国民健康保険団体連合会 理事長 橋川 渉	なし	医療保険課
97	滋賀県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 福井 正明	なし	医療保険課
98	社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会 会長 坂下 ふじ子	なし	子ども・青少年局
99	一般社団法人滋賀県保育協議会 会長 静永 賢瑞	あり	子ども・青少年局
100	滋賀県私立保育園連盟 会長 今西 拓也	あり	子ども・青少年局
101	日本保育協会滋賀県支部 支部長 中西 健	あり	子ども・青少年局
102	滋賀県人権保育研究協議会 会長 西出 佐智子	なし	子ども・青少年局
103	滋賀県児童福祉入所施設協議会 会長 山之内 洋	あり	子ども・青少年局
104	滋賀県児童館連絡協議会 会長 内田 真奈美	あり	子ども・青少年局
105	滋賀経済団体連合会 会長 河本 英典	あり	労働雇用政策課
106	滋賀県商工会議所連合会 会長 河本 英典	あり	労働雇用政策課
107	滋賀県中小企業団体中央会 会長 北村 嘉英	あり	労働雇用政策課
108	滋賀経済同友会 代表幹事 村井 米男	あり	労働雇用政策課
109	滋賀県商工会連合会 会長 上西 保	あり	労働雇用政策課

	調査対象(団体・代表者名)	会員企業の有無	担当課
110	一般社団法人滋賀経済産業協会 会長 石井 太	あり	労働雇用政策課
111	公益社団法人びわこビジュアルズビューロー 会長 川戸 良幸	あり	労働雇用政策課
112	一般社団法人 滋賀県農業会議 山下 英利	なし	農政課
113	レーク滋賀農業協同組合 代表理事理事長 木村 義典	なし	農政課
114	甲賀農業協同組合 代表理事組合長 池村 正	なし	農政課
115	グリーン近江農業協同組合 代表理事組合長 大林 茂松	なし	農政課
116	滋賀蒲生町農業協同組合 代表理事組合長 谷口 信樹	なし	農政課
117	東能登川農業協同組合 代表理事組合長 川南 誠孝	なし	農政課
118	湖東農業協同組合 代表理事組合長 高田 忠明	なし	農政課
119	東びわこ農業協同組合 代表理事理事長 宮尾 和孝	なし	農政課
120	レーク伊吹農業協同組合 代表理事理事長 谷口 由行	なし	農政課
121	北びわこ農業協同組合 代表理事理事長 田中 洋輝	なし	農政課
122	滋賀県農業共済組合 組合長理事 山下 英利	なし	農政課
123	滋賀県農業協同組合中央会 代表理事会長 竹村 敬三	あり	農政課
124	一般社団法人 滋賀県畜産振興協会 会長 高橋 滝治郎	あり	畜産課
125	公益財団法人 滋賀県水産振興協会 理事長 江島 宏治	なし	水産課
126	滋賀県漁業協同組合連合会 代表理事会長 佐野 高典	あり	水産課
127	滋賀県土地改良事業団体連合会 会長 家森 茂樹	あり	耕地課
128	滋賀県農業法人協会 会長 岡村 久悦	あり	みらいの農業振興課
129	滋賀県稲作経営者会議 会長 久保田 九	あり	みらいの農業振興課
130	一般社団法人滋賀県建設業協会 会長 奥田 克実	あり	監理課
131	公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会 会長 奥田 克実	あり	監理課
132	一般社団法人滋賀県バス協会 会長 田畑 太郎	あり	交通戦略課
133	一般社団法人滋賀県タクシー協会 会長 田畑 太郎	あり	交通戦略課
134	公益社団法人滋賀県建築士会 会長 福谷 晃	なし	建築課
135	一般社団法人滋賀県建築士事務所協会 会長 大村 修	あり	建築課
136	一般社団法人滋賀県建築設計家協会 会長 門坂 章	あり	建築課
137	公益社団法人日本建築家協会滋賀地域会 会長 平居 晋	あり	建築課

	調査対象(団体・代表者名)	会員企業の有無	担当課
138	滋賀県建築設計監理事業協同組合 理事長 野田 芳朗	あり	建築課
139	一般財団法人滋賀県建築住宅センター 理事長 林口 富雄	なし	建築課
140	滋賀県道路公社 理事長 嶋寺 源一	なし	道路整備課
141	一般社団法人 滋賀県造園協会 会長 小西 新次	あり	都市計画課
142	滋賀県広告美術協同組合 理事長 和田 光平	あり	都市計画課
143	公立学校共済組合滋賀支部 支部長 福永 忠克	なし	教職員課
144	一般財団法人 滋賀県教職員互助会 理事長 福永 忠克	なし	教職員課
145	公益財団法人 滋賀県学校給食会 理事長 福永 忠克	なし	保健体育課
146	公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ 理事長 高橋 祥二郎	なし	商工政策課
147	滋賀県中小企業家同友会 代表理事 水野透 代表理事 永井茂一	あり	中小企業支援課
148	滋賀県信用保証協会 理事長 西嶋栄治	なし	中小企業支援課
149	滋賀県職業能力開発協会 会長 山極 義廣	あり	労働雇用政策課

障害者雇用の促進に向けた 本部長宣言および取組宣言の手引き

滋賀県障害者雇用対策本部事務局

2024.03.18

目次

1. 本部長宣言と取組宣言の実施について
2. 配布物
3. 取組フロー図
4. 取組の手順
 - ① 県庁所管課
 - ② 関係諸団体等
5. お問い合わせ

1-①. 本部長宣言と取組宣言の実施について

本部長宣言とは

県内事業所が、障害者の雇用の促進等に関する法律第5条に定める「事業主の責務」が果たせるよう、法の趣旨について理解を深め、障害者雇用の具体的な取組が実践できるよう、滋賀県障害者雇用対策本部長が、障害者雇用についての基本方針や具体的な取組内容を宣言し、官民一体となって障害者雇用を促進していくもの。(本部長宣言)

取組宣言とは

「県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言書」の基本方針に賛同する関係諸団体等は、独自で実施する具体的な取組を含めた取組宣言を行い、その内容について県やその他の団体と情報共有しながら障害者雇用の取組を推進するもの。(取組宣言)

1-②. 本部長宣言と取組宣言の実施について

具体的な実施内容

- 県庁所管課から関係諸団体等に対して「本部長宣言書」と「取組宣言書(様式1)」を配布します。(※)
- 本部長宣言の趣旨に賛同する関係諸団体等は、独自で行う取組内容を「取組宣言書(様式1)」に記入し、滋賀県障害者雇用対策本部事務局に提出します。
- 賛同する関係諸団体等は、滋賀県障害者雇用対策本部が主催する「障害者の雇用促進に向けた情報交換会」において、それぞれの取組について情報共有を図るなど、相互に連携して取組を推進します。

(※)法定雇用義務の有無にかかわらず、すべての関係諸団体等を対象に配布します。

2. 配布物

配布物は3つあります。

① 県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言書

② 障害者雇用の促進に向けた取組宣言書(様式1)

③ 事業主向け障害者雇用促進ガイドブック

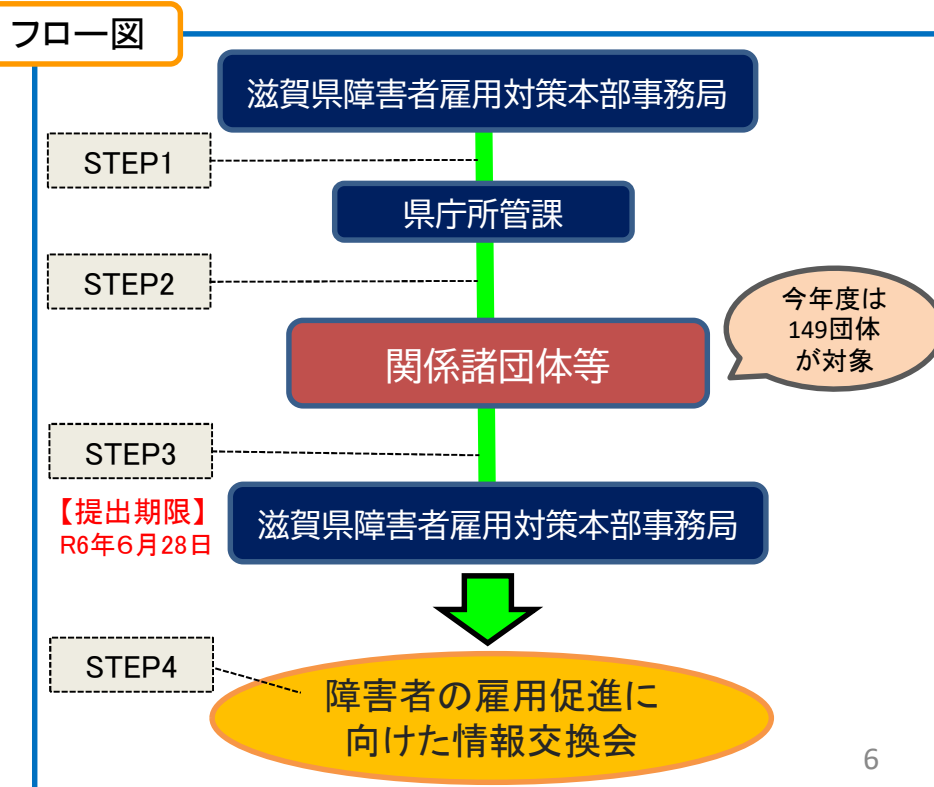
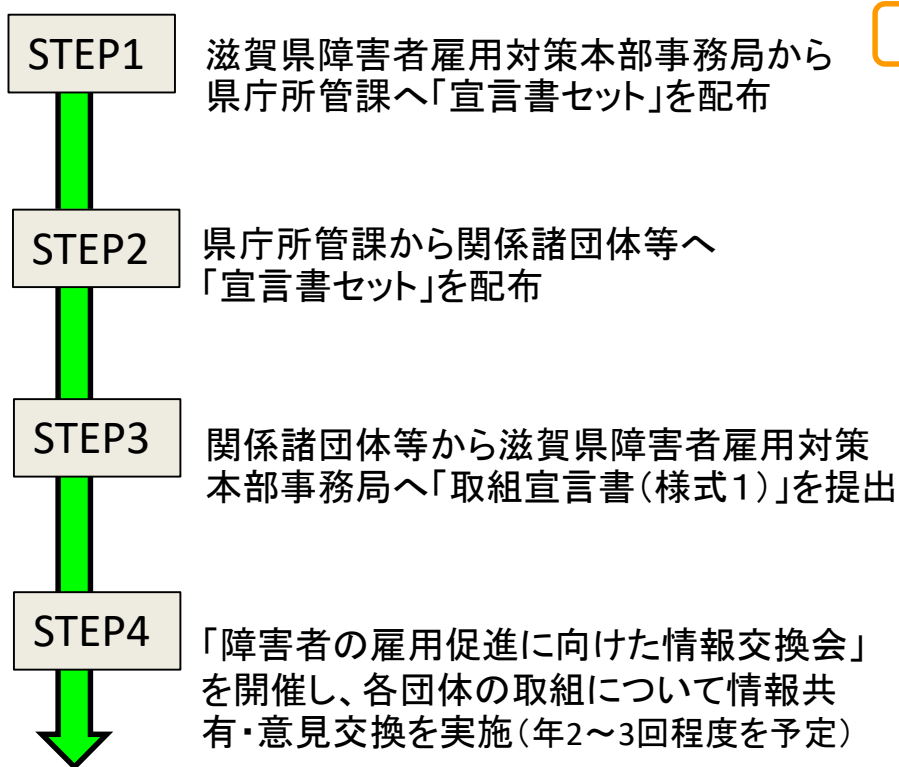
以下、
宣言書セット
と表現します。



宣言書セットは、現物(各1部)と
電子データで送付します。

3. 取組フロー図

下記フロー図に従って、障害者の雇用促進に向けた取組にご参加いただきますようお願いいたします。



4-①. 取組の手順

STEP2

～県庁所管課～

滋賀県障害者雇用対策本部事務局から、関係所属に「宣言書セット」を送付しますので、所管事業の関係諸団体等(※)へ配布をお願いします。

(※)別添の関係諸団体等一覧を参照

留意事項

★宣言書セットの送付

【送付期限:R6年4月30日】



宣言書セットは、現物(各1部)と電子データを所管課へ送付します。

- ・宣言書セットは、所管課から関係諸団体等の経営層または人事総務担当者に原則手交し、本取組の趣旨を理解いただくよう説明をお願いします。
- ・宣言書セットを手交することが難しい場合は、郵送も可としますが、電話等で本取組の趣旨について補足説明をお願いします。
- ・関係諸団体等が所属職員や会員企業に対して宣言書セットを送付できるよう、宣言書セットの電子データもメールで送付してください。

4-②. 取組の手順

STEP3

～関係諸団体等～

①県庁所管課を通じて、関係諸団体等に「宣言書セット」を送付しますので、本部長宣言の内容をご確認ください。

②本部長宣言の趣旨に賛同する場合は、関係諸団体等で取り組む内容を「取組宣言書(様式1)」に記入し、滋賀県障害者雇用対策本部事務局にご提出ください。(※1)

【提出期限: R6年6月28日】

③「取組宣言書」の具体的な取組内容を所属職員や会員企業に周知し、年間を通じて障害者雇用の促進に向けた取組を実施してください。

④後日、「障害者の雇用促進に向けた情報交換会」を開催しますので、ご参加いただきますようお願いいたします。(※2)

(※1) 会員企業を有する場合、会員企業に対して取組宣言書(様式1)の記入・提出のご案内は不要です。

(※2) 「障害者雇用促進に向けた情報交換会」は、8月～9月頃の開催を予定しております。

4-③. 取組の手順

STEP3

～関係諸団体等～

「取組宣言書(様式1)」の作成にかかる留意事項

- ・取組宣言書を提出いただいた関係諸団体等については、団体名と取組内容を県ホームページに公表する予定です。
- ・取組宣言書は、電子データで作成いただいて構いません。
- ・代表者の署名についても、電子による入力を可とします。
- ・郵送または電子メールでご提出ください。

<提出先>

〒520-8577
滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
産業ひとつり推進室内
滋賀県障害者雇用対策本部事務局 あて
E-Mail: fe0004@pref.shiga.lg.jp

5. お問い合わせ

「本部長宣言」および「取組宣言」について、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

滋賀県障害者雇用対策本部事務局

- ・商工観光部労働雇用政策課
- ・健康医療福祉部障害福祉課
- ・教育委員会特別支援教育課

■代表連絡先

商工観光労働部労働雇用政策課
(TEL) 077-528-3758
(E-Mail) fe0004@pref.shiga.lg.jp

障害者雇用確保・維持に関する要請活動の手引き

滋賀県障害者雇用対策本部事務局

2024.03.18

目次

1. 要請活動とは
2. 配布物
3. 全体フロー図
4. 要請活動の手順
 - ①県庁所管課
 - ②関係諸団体等(会員企業を有する団体等)
 - ③関係諸団体等(会員企業を有しない団体等)
5. お問い合わせ

1. 要請活動とは

趣旨

県内事業所が、障害者の雇用の促進等に関する法律第5条に定める「事業主の責務」を果たすとともに、同法第43条第1項で規定されている、一般事業主の雇用義務等の数値(法定雇用率)を維持・達成できるよう、滋賀県障害者雇用対策本部から関係諸団体や県内事業所に対して要請活動を実施します。

考え方

- すべての事業主は、有為な職業人として自立しようとする障害者に対して、雇用の場を与えるとともに、適正な雇用管理ならびに職業能力の開発および向上に努められなければならないとされています。
- また、常用雇用者数が40.0人以上の一般事業主(※)は、法の規定により、障害者の法定雇用率を維持・達成することが義務付けられています。
- 滋賀県では、県内事業所が事業主の責務を果たすとともに、法定雇用率を維持・達成できるよう、要請書の手交や障害者雇用ガイドブックの送付、また、障害者雇用の現状や活用できる支援制度の周知を行います。

(※)令和6年4月1日より、法定雇用義務の対象が常用雇用者数40.0人の一般事業主に拡大

2. 配布物

配布物は2つあります。

① 障害者の雇用確保・維持に関する要請書

② 事業主向け障害者雇用促進ガイドブック

以下、

要請書セット

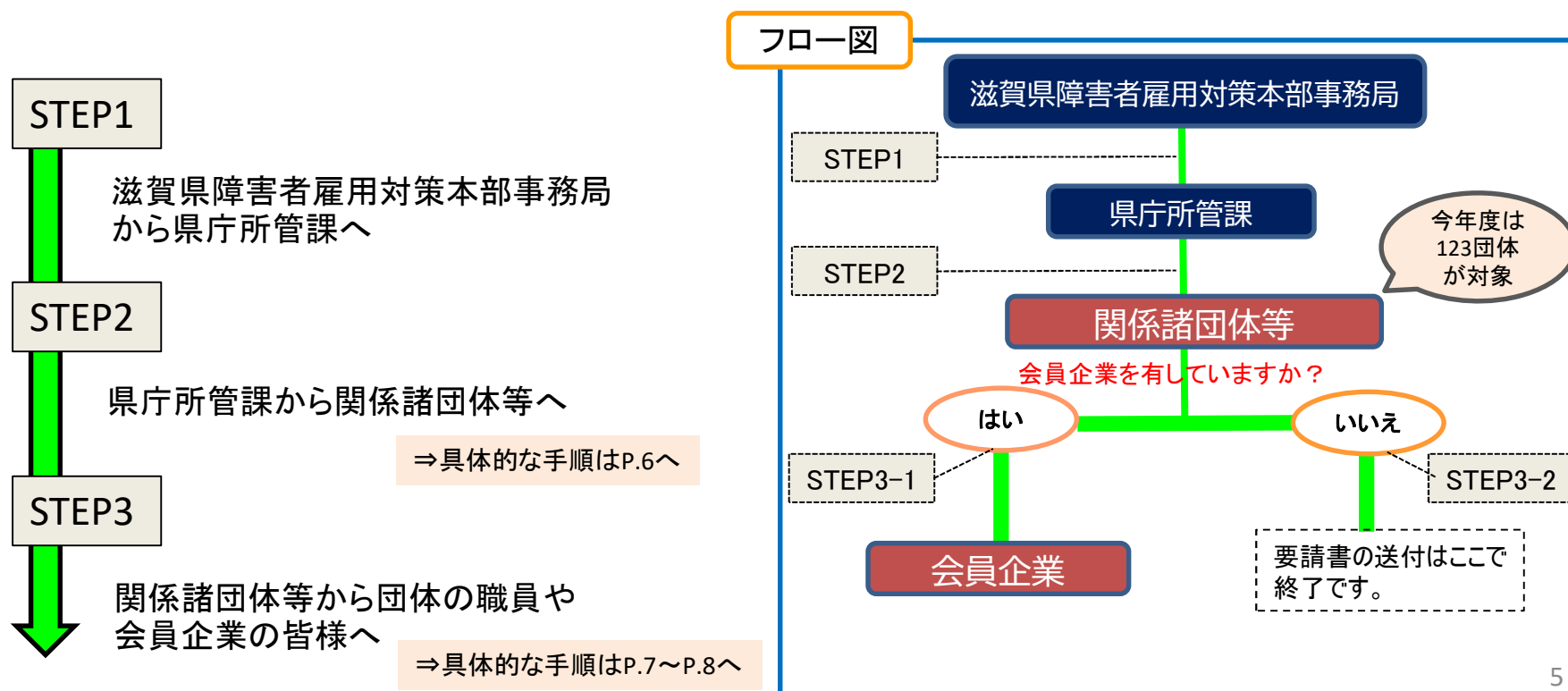
と表現します。



要請書セットは、現物(各1部)と
電子データで送付します。

3. 全体フロー図

下記フロー図に従って、「要請書セット」を送付いただきますようお願いいたします。



4-①. 要請活動の手順

STEP2 ~県庁所管課~

滋賀県障害者雇用対策本部事務局から、関係所属に「要請書セット」を送付しますので、所管事業の関係諸団体等(※)へ配布をお願いします。

(※)別添の関係諸団体等一覧を参照

留意事項

★要請書セットの送付 【送付期限:R6年4月30日】



要請書セットは、現物(各1部)と電子データを所管課へ送付します。

- ・要請書セットは、所管課から関係諸団体等の経営層または人事総務担当者に原則手交し、要請活動の趣旨を理解いただくよう説明をお願いします。
- ・要請書セットを手交することが難しい場合は、郵送も可としますが、電話等で要請活動の趣旨について補足説明をお願いします。
- ・関係諸団体等が所属職員や会員企業に対して要請書セットを送付できるよう、要請書セットの電子データもメールで送付してください。

4-②. 要請活動の手順

STEP3-1

～関係諸団体等～
(会員企業を有する団体等)

県庁所管課を通じて、会員企業を有する関係諸団体等に「要請書セット」を送付しますので、要請書の内容をご確認ください。
また、所管する会員企業に要請書の内容を周知いただきますようお願いいたします。

留意事項

・所管する会員企業に要請書セットを送付し、障害者の雇用確保・維持の呼びかけに御協力をお願いします。

会員企業への周知方法(例)

- ⇒会員企業向けのメルマガや会報誌を通じて、要請書セットを送付する。
- ⇒会員企業の集う会合にて、要請書セットを配布する。

4-③. 要請活動の手順

STEP3-2

～関係諸団体等～
(会員企業を有しない団体等)

県庁所管課を通じて、関係諸団体等に「要請書セット」を送付しますので、要請書の内容をご確認ください。

留意事項

- ・要請書セットの送付はこちらで終了です。

5. お問い合わせ

要請活動について、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

滋賀県障害者雇用対策本部事務局

- ・商工観光部労働雇用政策課
- ・健康医療福祉部障害福祉課
- ・教育委員会特別支援教育課

■代表連絡先

商工観光労働部労働雇用政策課

(TEL) 077-528-3758

(E-Mail) fe0004@pref.shiga.lg.jp

令和5年度 第2回滋賀県障害者雇用対策本部本部員会議 次第

開催日：令和6年3月18日(月)

県政経営会議終了後

開催場所：災害対策本部室

1 開 会

2 議 題

(1) 関係諸団体等に対する本部長宣言および要請活動について

3 閉 会 (知 事 総 括)

〈配付資料〉

資料 1-1	令和5年度滋賀県障害者雇用対策本部の取組について
資料 1-2	本部長宣言書(案)
資料 1-3	取組宣言書(案)
資料 1-4	要請書(案)
資料 1-5	関係諸団体等一覧
資料 1-6	本部長宣言および取組宣言の手引き
資料 1-7	要請活動の手引き

参考 1 滋賀県障害者雇用対策本部設置規程

参考 2 令和4年度要請書

取組1

本部長宣言・取組宣言(新規)

趣旨

関係諸団体等およびその会員企業が、障害者雇用促進法第5条に定める「事業主の責務」を果たすことができるよう、法の趣旨の理解を深め、障害者の雇用促進等に向けた自発的な取組を促すため普及啓発活動を行う。

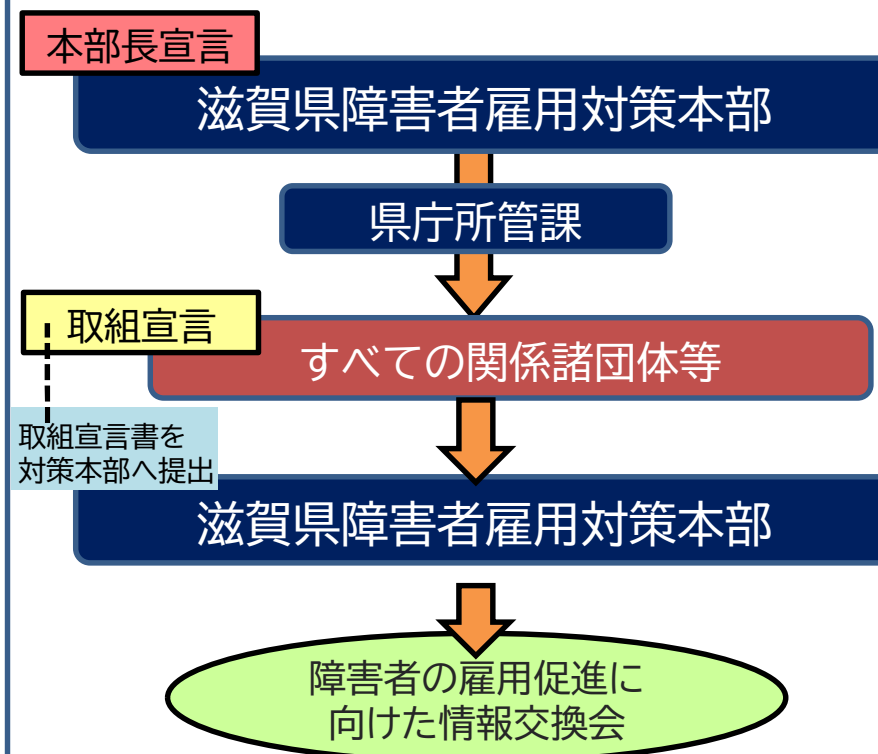
対象者

・関係諸団体等149者(予定)

実施内容

- 関係諸団体等と連携を図りながら障害者雇用に取り組んでいく旨の宣言を本部長より行う。
- 本部長の宣言書を所管課から関係諸団体等へ送付する。(R6年3月18日以降を予定)
- 本部長宣言の趣旨に賛同する関係諸団体等は、独自で行う取組内容を含めた取組宣言を行い、滋賀県障害者雇用対策本部事務局に提出する。
- 賛同する関係諸団体等による情報交換会(年2~3回程度)を実施し、相互に連携して障害者雇用の取組を推進する。

フロー図



令和5年度滋賀県障害者雇用対策本部の取組について

取組2

要請活動(継続)

趣旨

県内事業所が、障害者雇用促進法第5条に定める「事業主の責務」を果たすとともに、同法第43条第1項で規定されている「雇用義務等の数値(法定雇用率)」を維持・達成できるよう、各課の所管業務に関する経済団体や公益法人等(以下、「関係諸団体等」という)を通じて、滋賀県障害者雇用対策本部から県内事業所に対して障害者の雇用確保と維持を求めるもの。

対象者

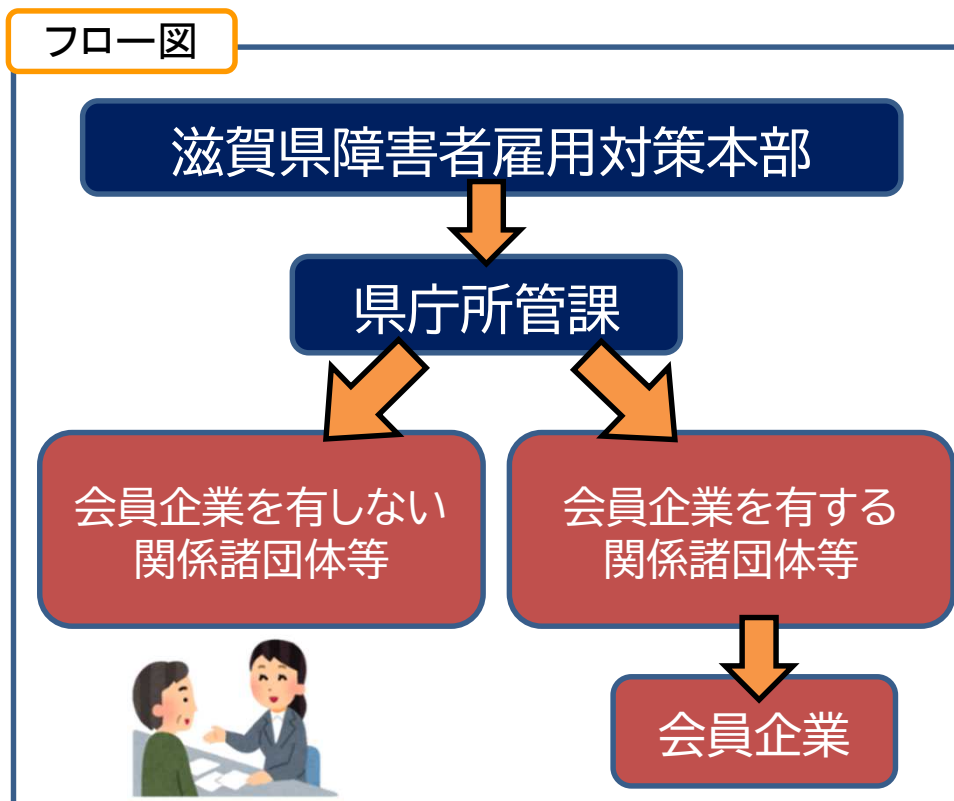
○関係諸団体等149者(予定)

※R4年度:148団体

実施内容

- 所管課より関係諸団体等へ要請書を手交する。(R6年3月18日以降を予定)
- 関係諸団体等から会員企業に要請内容が確実に周知されるよう、要請活動の手引きを添付する。(資料1-7参照)

フロー図



県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言書(案)

■基本方針

滋賀県では、「この子らを世の光に」とした糸賀一雄氏の心を受け継ぎ、障害の有無に関わらずお互いに尊重し、すべての人が持っている力を発揮できる共生社会の実現を目指して、障害者雇用促進法の基本的理念のもと、企業および関係団体等との密接な連携を図りながら、以下の取組を進めていきます。

■具体的な取組内容

障害のある人が、その希望と能力に応じ、多様な働く場に参加し、自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

- 教育現場における障害のある生徒・学生の一般就労への促進
- 障害者の知識・技能の向上による一般就労への促進
- 障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行支援
- 障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備
- 障害者の雇用促進に向けた総合的な支援の展開

令和6年（2024年）3月〇日

滋賀県障害者雇用対策本部長

滋賀県知事

三木大造

(様式1)

障害者雇用の促進に向けた取組宣言書(案)

障害者の雇用の促進等に関する法律に定める事業主の責務を果たすため、「県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言」に賛同し、以下の取組を通じて、障害者の雇用の促進します。

また、構成する会員企業等にも法の趣旨を周知し、雇用の安定に努めます。

■具体的な取組内容

- ・
- ・
- ・

令和6年(2024年) 月 日

団体名 _____

代表者氏名 _____

障害者雇用の促進に向けた取組宣言書(案)

(様式1)

障害者の雇用の促進等に関する法律に定める事業主の責務を果たすため、「県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言」に賛同し、以下の取組を通じて、障害者の雇用の促進します。

■具体的な取組内容

- ・
- ・
- ・

令和6年(2024年) 月 日

団体名 _____

代表者氏名 _____

■具体的な取組内容

(会員企業を有しない関係所管団体等の取組例)

- ・県が開催する障害者雇用啓発セミナーを受講し、障害者雇用の理解を深める。
- ・障害者雇用をテーマにした意見交換会を社内で実施する。

(会員企業を有する関係所管団体等の取組例)

- ・障害者雇用の理解促進のための啓発セミナーを開催する。
- ・すべての会員企業が法定雇用率の達成を目指し、会員下での情報提供や共有を図る。
- ・いわゆる「0人雇用」の会員企業を無くします。

令和6年（2024年）○月○日

団体名 ○○ ○○

代表者氏名 ○○ ○○

各所属における関係諸団体等一覧
(本部長宣言・要請活動共通)

資料1-5

	調査対象(団体・代表者名)	会員企業の有無	担当課
1	滋賀県土地開発公社 理事長 野崎 信宏	なし	企画調整課
2	滋賀大学 学長 竹村 彰通	なし	企画調整課
3	滋賀医科大学 学長 上本 伸二	なし	企画調整課
4	龍谷大学 学長 入澤 崇	なし	企画調整課
5	立命館大学 学長 仲谷 善雄	なし	企画調整課
6	成安造形大学 学長 小嵯 善通	なし	企画調整課
7	聖泉大学 学長 唐 楽寧	なし	企画調整課
8	長浜バイオ大学 学長 伊藤 正恵	なし	企画調整課
9	びわこ成蹊スポーツ大学 学長 大河 正明	なし	企画調整課
10	びわこ学院大学 学長 沖田 行司	なし	企画調整課
11	滋賀短期大学 学長 秋山 元秀	なし	企画調整課
12	滋賀文教短期大学 学長 松本 秀章	なし	企画調整課
13	びわこリハビリテーション専門職大学 学長 山川 正信	なし	企画調整課
14	放送大学 滋賀学習センター 所長 平井 肇	なし	企画調整課
15	公益財団法人 滋賀県国際協会 会長 菅 哲哉	なし	国際課
16	公益財団法人淡海文化振興財団 理事長 菅 哲哉	なし	県民活動生活課
17	公益財団法人滋賀県人権センター 理事長 芝滝 全弘	なし	人権施策推進課・ 人権教育課
18	滋賀県私立中学高等学校連合会 会長 寺田佳司	あり	私学・県立大学振興課
19	滋賀県私立幼稚園・認定こども園協会 会長 小野清司	あり	私学・県立大学振興課
20	滋賀県専修学校各種学校連合会 会長 長良秀昭	あり	私学・県立大学振興課
21	公立大学法人滋賀県立大学 理事長 廣川能嗣	なし	私学・県立大学振興課
22	公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長 村田 和彦	なし	文化芸術振興課
23	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園 理事長 馬淵 兼一	なし	文化芸術振興課
24	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 理事長 中嶋 実	あり	スポーツ課
25	公益財団法人 滋賀県文化財保護協会 理事長 北川 正雄	なし	文化財保護課

	調査対象(団体・代表者名)	会員企業の有無	担当課
26	公益財団法人 淡海環境保全財団 理事長 高木 浩文	なし	環境政策課
27	公益社団法人 湖南工業団地協会 会長 奥村 伸一	あり	環境政策課
28	公益社団法人 滋賀県環境保全協会 会長 仁連 孝昭	あり	環境政策課
29	湖南・甲賀環境協会 会長 小山 和俊	あり	環境政策課
30	公益財団法人 国際湖沼環境委員会 理事長 竹本 和彦	なし	琵琶湖保全再生課
31	公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会 会長 中井 清	あり	循環社会推進課
32	一般社団法人 滋賀県産業資源循環協会 会長 木下 茂	あり	循環社会推進課
33	公益財団法人 滋賀県環境事業公社 理事長	なし	循環社会推進課
34	一般社団法人 滋賀グリーン活動ネットワーク 会長 秋山 道雄	あり	循環社会推進課
35	一般社団法人 滋賀県下水道管路維持協会 会長 清水 重郎	あり	下水道課
36	坂本森林組合 代表理事 組合長 小森 文道	なし	びわ湖材流通推進課
37	滋賀南部森林組合 代表理事 組合長 相井 忠良	なし	びわ湖材流通推進課
38	滋賀中央森林組合 代表理事 組合長 家森 茂樹	なし	びわ湖材流通推進課
39	東近江市永源寺森林組合 代表理事 組合長 谷田 市郎	なし	びわ湖材流通推進課
40	びわこ東部森林組合 代表理事 組合長 宮下 重和	なし	びわ湖材流通推進課
41	滋賀北部森林組合 代表理事 組合長 伊夫伎 博夫	なし	びわ湖材流通推進課
42	長浜市伊香森林組合 代表理事 組合長 川越 清孝	なし	びわ湖材流通推進課
43	高島市森林組合 代表理事 組合長 清水 安治	なし	びわ湖材流通推進課
44	滋賀県森林組合連合会 代表理事 会長 石谷 八郎	あり	びわ湖材流通推進課
45	滋賀県林業協会 会長 浅見 宣義	あり	びわ湖材流通推進課
46	林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部 支部長 高橋 文夫	あり	びわ湖材流通推進課
47	一般社団法人 滋賀県造林公社 理事長	なし	森林政策課
48	公益財団法人 滋賀県緑化推進会 理事長 櫻田 満	なし	森林政策課
49	滋賀県木材協会 会長 高橋 文夫	あり	びわ湖材流通推進課
50	社会福祉法人グロー 理事長 牛谷 正人	なし	健康福祉政策課
51	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長 市川 忠稔	なし	健康福祉政策課
52	社会福祉法人滋賀県共同募金会 会長 高橋 祥二郎	なし	健康福祉政策課
53	滋賀県救護施設協議会 会長 齋藤 誠一	あり	健康福祉政策課

	調査対象(団体・代表者名)	会員企業の有無	担当課
54	日本赤十字社滋賀県支部 支部長	なし	健康福祉政策課
55	一般社団法人滋賀県医師会 会長 越智 眞一	あり	医療政策課
56	一般社団法人滋賀県病院協会 会長 三木 恒治	あり	医療政策課
57	公益社団法人滋賀県私立病院協会 会長 小椋 英司	あり	医療政策課
58	一般社団法人滋賀県鍼灸師会 会長 飯塚 季也	あり	医療政策課
59	一般社団法人滋賀県鍼灸マッサージ師会 会長 岳 東弘	あり	医療政策課
60	公益社団法人滋賀県柔道整復師会 会長 杉尾 裕司	あり	医療政策課
61	公益社団法人滋賀県看護協会 会長 草野 とし子	あり	医療政策課
62	滋賀県看護学校協議会 会長 伊吹 はまよ	あり	医療政策課
63	一般社団法人滋賀県歯科医師会 会長 中村 彰彦	あり	健康寿命推進課
64	公益財団法人滋賀県健康づくり財団 理事長 山元 雅司	なし	健康寿命推進課
65	一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会 会長 堤 洋三	あり	医療福祉推進課
66	一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会 代表理事 青木 裕彦	あり	医療福祉推進課
67	滋賀県介護サービス事業者協議会連合会 会長 吉村 明浩	あり	医療福祉推進課
68	特定非営利活動法人街かどケア滋賀ネット 理事長 楠神 涉	あり	医療福祉推進課
69	滋賀県児童成人福祉施設協議会 会長 太田 正則	あり	障害福祉課
70	きょうされん滋賀支部 理事長 西川 茂	あり	障害福祉課
71	滋賀県障害児地域療育連絡協議会 会長 坂田 敦子	あり	障害福祉課
72	滋賀県社会就労センター協議会 会長 寺川 登	あり	障害福祉課
73	公益財団法人糸賀一雄記念財団 理事長 辻 哲夫	なし	障害福祉課
74	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志	あり	障害福祉課
75	滋賀県精神障害者地域支援事業所協議会 会長 撰津 相	あり	障害福祉課
76	一般社団法人滋賀県薬剤師会 会長 大迫 芳孝	なし	薬務課
77	一般社団法人滋賀県薬業協会 会長 大北 正人	あり	薬務課
78	一般社団法人滋賀県医薬品登録販売者協会 会長 藤岡 平一郎	なし	薬務課
79	滋賀県医薬品卸協会 会長 森 康之	あり	薬務課
80	滋賀化粧品工業会 会長 大原 登	あり	薬務課
81	滋賀医療機器工業会 会長 中島 祥行	あり	薬務課

	調査対象(団体・代表者名)	会員企業の有無	担当課
82	公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター 理事長 片岡 一郎	なし	生活衛生課
83	滋賀県クリーニング生活衛生同業組合 理事長 片岡 一郎	あり	生活衛生課
84	滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長 西村 和英	あり	生活衛生課
85	滋賀県美容業生活衛生同業組合 理事長 玄田 宗七	あり	生活衛生課
86	生活衛生同業組合滋賀県興行協会 理事長 松本 智	あり	生活衛生課
87	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 前川 為夫	あり	生活衛生課
88	滋賀県食肉生活衛生同業組合 理事長 岡山 光雄	あり	生活衛生課
89	滋賀県すし・料理生活衛生同業組合 理事長 上田 容弘	あり	生活衛生課
90	滋賀県理容生活衛生同業組合 理事長 宇野 臣一	あり	生活衛生課
91	滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合 理事長 井上 良夫	あり	生活衛生課
92	滋賀県社交飲食業生活衛生同業組合 理事長 水長 秀行	あり	生活衛生課
93	一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会 会長 安井 宏之	あり	生活衛生課
94	一般社団法人滋賀県食品衛生協会 会長 和田 博	あり	生活衛生課
95	一般財団法人滋賀県動物保護管理協会 理事長 石田 龍一	なし	生活衛生課
96	滋賀県国民健康保険団体連合会 理事長 橋川 涉	なし	医療保険課
97	滋賀県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 福井 正明	なし	医療保険課
98	社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会 会長 坂下 ふじ子	なし	子ども・青少年局
99	一般社団法人滋賀県保育協議会 会長 静永 賢瑞	あり	子ども・青少年局
100	滋賀県私立保育園連盟 会長 今西 拓也	あり	子ども・青少年局
101	日本保育協会滋賀県支部 支部長 中西 健	あり	子ども・青少年局
102	滋賀県人権保育研究協議会 会長 西出 佐智子	なし	子ども・青少年局
103	滋賀県児童福祉入所施設協議会 会長 山之内 洋	あり	子ども・青少年局
104	滋賀県児童館連絡協議会 会長 内田 真奈美	あり	子ども・青少年局
105	滋賀経済団体連合会 会長 河本 英典	あり	労働雇用政策課
106	滋賀県商工会議所連合会 会長 河本 英典	あり	労働雇用政策課
107	滋賀県中小企業団体中央会 会長 北村 嘉英	あり	労働雇用政策課
108	滋賀経済同友会 代表幹事 村井 米男	あり	労働雇用政策課
109	滋賀県商工会連合会 会長 上西 保	あり	労働雇用政策課

	調査対象(団体・代表者名)	会員企業の有無	担当課
110	一般社団法人滋賀経済産業協会 会長 石井 太	あり	労働雇用政策課
111	公益社団法人びわこビジュアルズビューロー 会長 川戸 良幸	あり	労働雇用政策課
112	一般社団法人 滋賀県農業会議 山下 英利	なし	農政課
113	レーク滋賀農業協同組合 代表理事理事長 木村 義典	なし	農政課
114	甲賀農業協同組合 代表理事組合長 池村 正	なし	農政課
115	グリーン近江農業協同組合 代表理事組合長 大林 茂松	なし	農政課
116	滋賀蒲生町農業協同組合 代表理事組合長 谷口 信樹	なし	農政課
117	東能登川農業協同組合 代表理事組合長 川南 誠孝	なし	農政課
118	湖東農業協同組合 代表理事組合長 高田 忠明	なし	農政課
119	東びわこ農業協同組合 代表理事理事長 宮尾 和孝	なし	農政課
120	レーク伊吹農業協同組合 代表理事理事長 谷口 由行	なし	農政課
121	北びわこ農業協同組合 代表理事理事長 田中 洋輝	なし	農政課
122	滋賀県農業共済組合 組合長理事 山下 英利	なし	農政課
123	滋賀県農業協同組合中央会 代表理事会長 竹村 敬三	あり	農政課
124	一般社団法人 滋賀県畜産振興協会 会長 高橋 滝治郎	あり	畜産課
125	公益財団法人 滋賀県水産振興協会 理事長 江島 宏治	なし	水産課
126	滋賀県漁業協同組合連合会 代表理事会長 佐野 高典	あり	水産課
127	滋賀県土地改良事業団体連合会 会長 家森 茂樹	あり	耕地課
128	滋賀県農業法人協会 会長 岡村 久悦	あり	みらいの農業振興課
129	滋賀県稲作経営者会議 会長 久保田 九	あり	みらいの農業振興課
130	一般社団法人滋賀県建設業協会 会長 奥田 克実	あり	監理課
131	公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会 会長 奥田 克実	あり	監理課
132	一般社団法人滋賀県バス協会 会長 田畑 太郎	あり	交通戦略課
133	一般社団法人滋賀県タクシー協会 会長 田畑 太郎	あり	交通戦略課
134	公益社団法人滋賀県建築士会 会長 福谷 晃	なし	建築課
135	一般社団法人滋賀県建築士事務所協会 会長 大村 修	あり	建築課
136	一般社団法人滋賀県建築設計家協会 会長 門坂 章	あり	建築課
137	公益社団法人日本建築家協会滋賀地域会 会長 平居 晋	あり	建築課

	調査対象(団体・代表者名)	会員企業の有無	担当課
138	滋賀県建築設計監理事業協同組合 理事長 野田 芳朗	あり	建築課
139	一般財団法人滋賀県建築住宅センター 理事長 林口 富雄	なし	建築課
140	滋賀県道路公社 理事長 嶋寺 源一	なし	道路整備課
141	一般社団法人 滋賀県造園協会 会長 小西 新次	あり	都市計画課
142	滋賀県広告美術協同組合 理事長 和田 光平	あり	都市計画課
143	公立学校共済組合滋賀支部 支部長 福永 忠克	なし	教職員課
144	一般財団法人 滋賀県教職員互助会 理事長 福永 忠克	なし	教職員課
145	公益財団法人 滋賀県学校給食会 理事長 福永 忠克	なし	保健体育課
146	公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ 理事長 高橋 祥二郎	なし	商工政策課
147	滋賀県中小企業家同友会 代表理事 水野透 代表理事 永井茂一	あり	中小企業支援課
148	滋賀県信用保証協会 理事長 西嶋栄治	なし	中小企業支援課
149	滋賀県職業能力開発協会 会長 山極 義廣	あり	労働雇用政策課

障害者雇用の促進に向けた 本部長宣言および取組宣言の手引き

滋賀県障害者雇用対策本部事務局

2024.03.18

目次

1. 本部長宣言と取組宣言の実施について
2. 配布物
3. 取組フロー図
4. 取組の手順
 - ① 県庁所管課
 - ② 関係諸団体等
5. お問い合わせ

1-①. 本部長宣言と取組宣言の実施について

本部長宣言とは

県内事業所が、障害者の雇用の促進等に関する法律第5条に定める「事業主の責務」が果たせるよう、法の趣旨について理解を深め、障害者雇用の具体的な取組が実践できるよう、滋賀県障害者雇用対策本部長が、障害者雇用についての基本方針や具体的な取組内容を宣言し、官民一体となって障害者雇用を促進していくもの。(本部長宣言)

取組宣言とは

「県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言書」の基本方針に賛同する関係諸団体等は、独自で実施する具体的な取組を含めた取組宣言を行い、その内容について県やその他の団体と情報共有しながら障害者雇用の取組を推進するもの。(取組宣言)

1-②. 本部長宣言と取組宣言の実施について

具体的な実施内容

- 県庁所管課から関係諸団体等に対して「本部長宣言書」と「取組宣言書(様式1)」を配布します。(※)
- 本部長宣言の趣旨に賛同する関係諸団体等は、独自で行う取組内容を「取組宣言書(様式1)」に記入し、滋賀県障害者雇用対策本部事務局に提出します。
- 賛同する関係諸団体等は、滋賀県障害者雇用対策本部が主催する「障害者の雇用促進に向けた情報交換会」において、それぞれの取組について情報共有を図るなど、相互に連携して取組を推進します。

(※)法定雇用義務の有無にかかわらず、すべての関係諸団体等を対象に配布します。

2. 配布物

配布物は3つあります。

① 県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言書

② 障害者雇用の促進に向けた取組宣言書(様式1)

③ 事業主向け障害者雇用促進ガイドブック

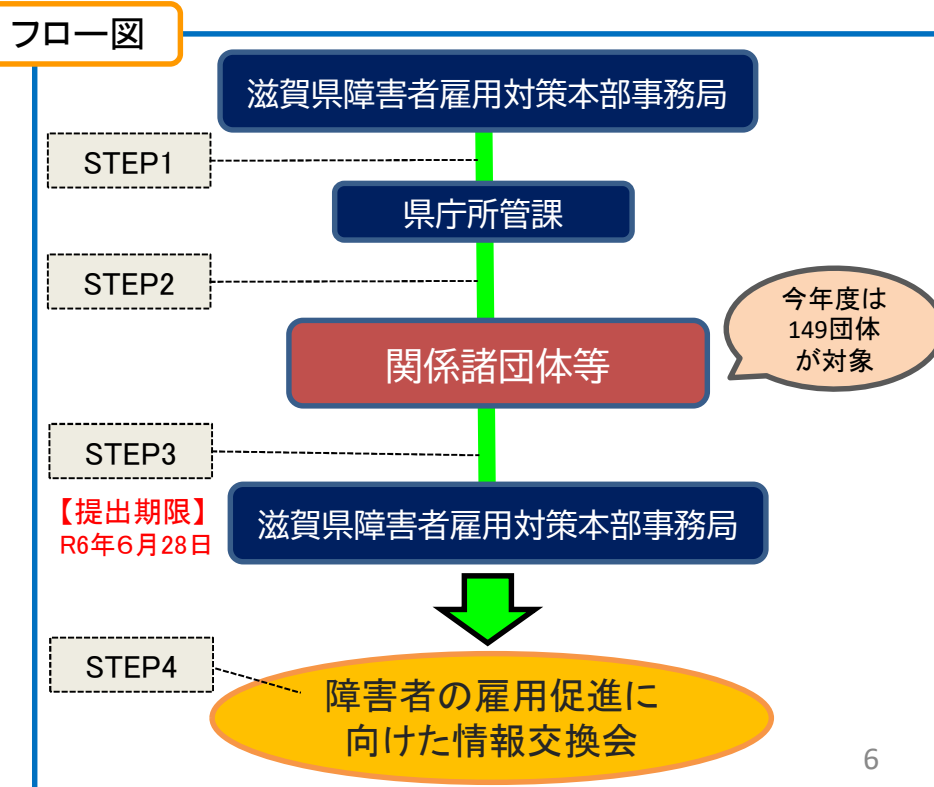
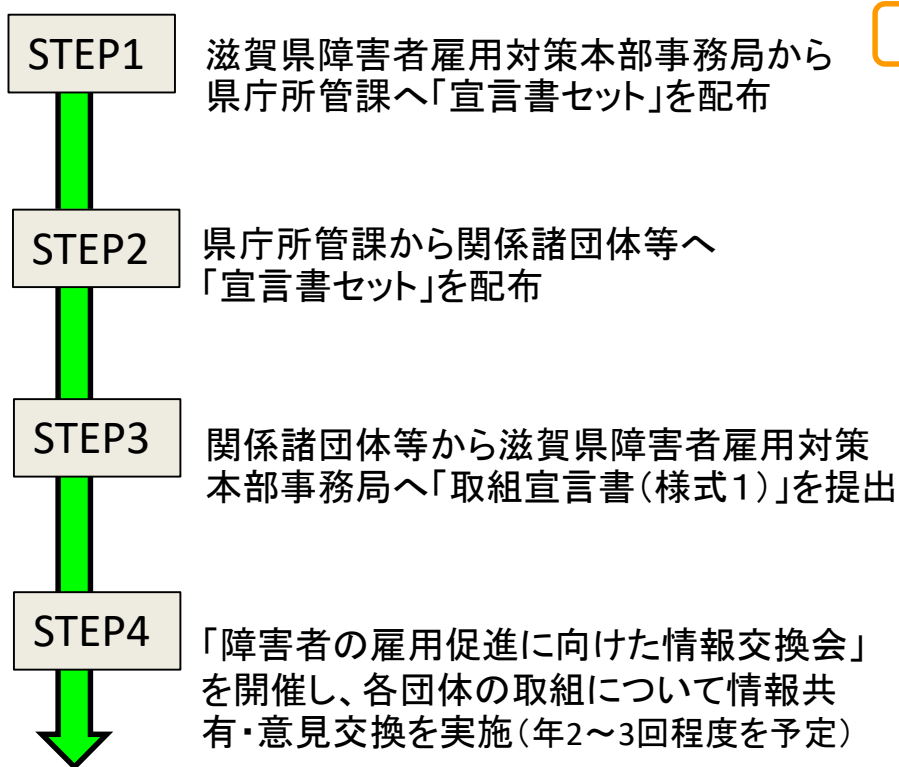
以下、
宣言書セット
と表現します。



宣言書セットは、現物(各1部)と
電子データで送付します。

3. 取組フロー図

下記フロー図に従って、障害者の雇用促進に向けた取組にご参加いただきますようお願いいたします。



4-①. 取組の手順

STEP2

～県庁所管課～

滋賀県障害者雇用対策本部事務局から、関係所属に「宣言書セット」を送付しますので、所管事業の関係諸団体等(※)へ配布をお願いします。

(※)別添の関係諸団体等一覧を参照

留意事項

★宣言書セットの送付

【送付期限:R6年4月30日】



宣言書セットは、現物(各1部)と電子データを所管課へ送付します。

- ・宣言書セットは、所管課から関係諸団体等の経営層または人事総務担当者に原則手交し、本取組の趣旨を理解いただくよう説明をお願いします。
- ・宣言書セットを手交することが難しい場合は、郵送も可としますが、電話等で本取組の趣旨について補足説明をお願いします。
- ・関係諸団体等が所属職員や会員企業に対して宣言書セットを送付できるよう、宣言書セットの電子データもメールで送付してください。

4-②. 取組の手順

STEP3

～関係諸団体等～

①県庁所管課を通じて、関係諸団体等に「宣言書セット」を送付しますので、本部長宣言の内容をご確認ください。

②本部長宣言の趣旨に賛同する場合は、関係諸団体等で取り組む内容を「取組宣言書(様式1)」に記入し、滋賀県障害者雇用対策本部事務局にご提出ください。(※1)

【提出期限: R6年6月28日】

③「取組宣言書」の具体的な取組内容を所属職員や会員企業に周知し、年間を通じて障害者雇用の促進に向けた取組を実施してください。

④後日、「障害者の雇用促進に向けた情報交換会」を開催しますので、ご参加いただきますようお願いいたします。(※2)

(※1) 会員企業を有する場合、会員企業に対して取組宣言書(様式1)の記入・提出のご案内は不要です。

(※2) 「障害者雇用促進に向けた情報交換会」は、8月～9月頃の開催を予定しております。

4-③. 取組の手順

STEP3

～関係諸団体等～

「取組宣言書(様式1)」の作成にかかる留意事項

- ・取組宣言書を提出いただいた関係諸団体等については、団体名と取組内容を県ホームページに公表する予定です。
- ・取組宣言書は、電子データで作成いただいて構いません。
- ・代表者の署名についても、電子による入力を可とします。
- ・郵送または電子メールでご提出ください。

<提出先>

〒520-8577
滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
産業ひとつり推進室内
滋賀県障害者雇用対策本部事務局 あて
E-Mail: fe0004@pref.shiga.lg.jp

5. お問い合わせ

「本部長宣言」および「取組宣言」について、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

滋賀県障害者雇用対策本部事務局

- ・商工観光部労働雇用政策課
- ・健康医療福祉部障害福祉課
- ・教育委員会特別支援教育課

■代表連絡先

商工観光労働部労働雇用政策課
(TEL) 077-528-3758
(E-Mail) fe0004@pref.shiga.lg.jp

障害者雇用確保・維持に関する要請活動の手引き

滋賀県障害者雇用対策本部事務局

2024.03.18

目次

1. 要請活動とは
2. 配布物
3. 全体フロー図
4. 要請活動の手順
 - ① 県庁所管課
 - ② 関係諸団体等(会員企業を有する団体等)
 - ③ 関係諸団体等(会員企業を有しない団体等)
5. お問い合わせ

1. 要請活動とは

趣旨

県内事業所が、障害者の雇用の促進等に関する法律第5条に定める「事業主の責務」を果たすとともに、同法第43条第1項で規定されている、一般事業主の雇用義務等の数値(法定雇用率)を維持・達成できるよう、滋賀県障害者雇用対策本部から関係諸団体や県内事業所に対して要請活動を実施します。

考え方

- すべての事業主は、有為な職業人として自立しようとする障害者に対して、雇用の場を与えるとともに、適正な雇用管理ならびに職業能力の開発および向上に努められなければならないとされています。
- また、常用雇用者数が40.0人以上の一般事業主(※)は、法の規定により、障害者の法定雇用率を維持・達成することが義務付けられています。
- 滋賀県では、県内事業所が事業主の責務を果たすとともに、法定雇用率を維持・達成できるよう、要請書の手交や障害者雇用ガイドブックの送付、また、障害者雇用の現状や活用できる支援制度の周知を行います。

(※)令和6年4月1日より、法定雇用義務の対象が常用雇用者数40.0人の一般事業主に拡大

2. 配布物

配布物は2つあります。

① 障害者の雇用確保・維持に関する要請書

② 事業主向け障害者雇用促進ガイドブック

以下、

要請書セット

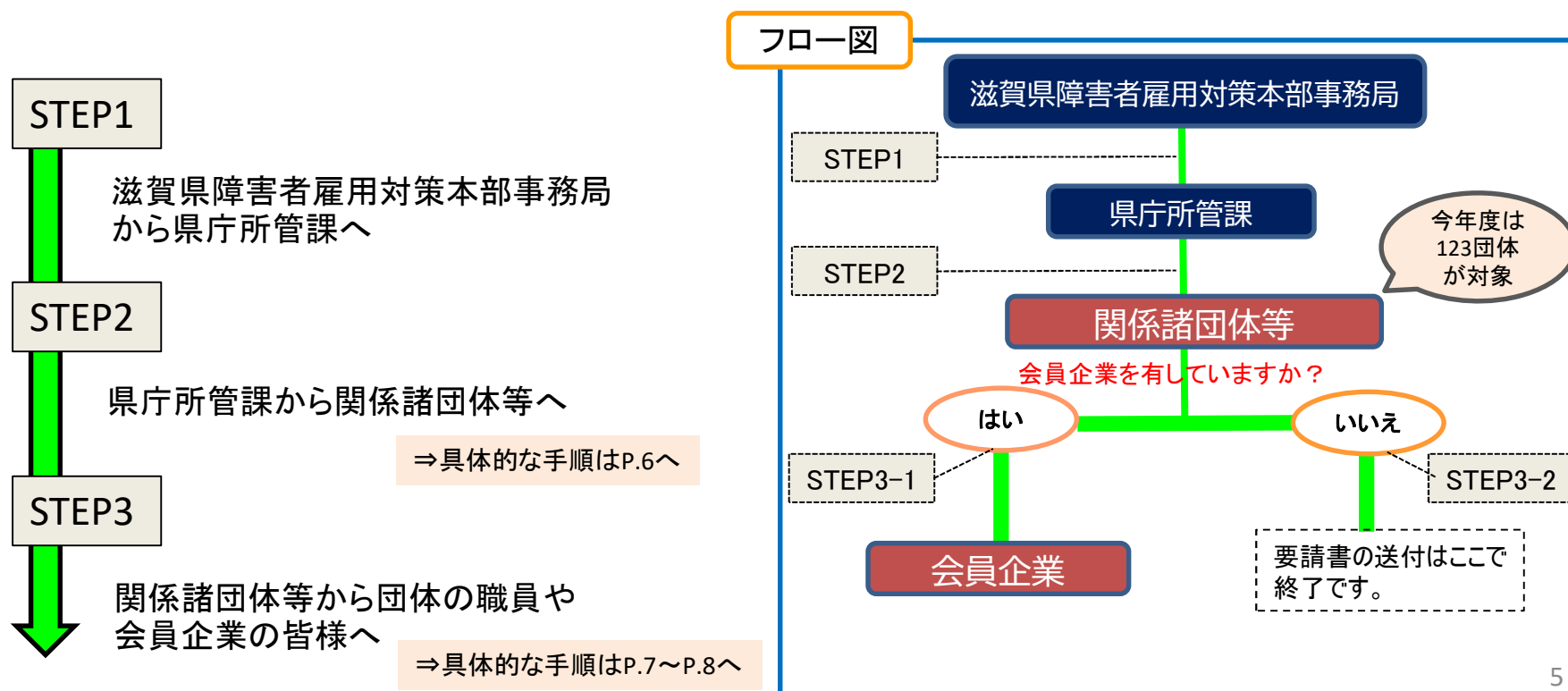
と表現します。



要請書セットは、現物(各1部)と
電子データで送付します。

3. 全体フロー図

下記フロー図に従って、「要請書セット」を送付いただきますようお願いいたします。



4-①. 要請活動の手順

STEP2 ~県庁所管課~

滋賀県障害者雇用対策本部事務局から、関係所属に「要請書セット」を送付しますので、所管事業の関係諸団体等(※)へ配布をお願いします。

(※)別添の関係諸団体等一覧を参照

留意事項

★要請書セットの送付 【送付期限:R6年4月30日】



要請書セットは、現物(各1部)と電子データを所管課へ送付します。

- ・要請書セットは、所管課から関係諸団体等の経営層または人事総務担当者に原則手交し、要請活動の趣旨を理解いただくよう説明をお願いします。
- ・要請書セットを手交することが難しい場合は、郵送も可としますが、電話等で要請活動の趣旨について補足説明をお願いします。
- ・関係諸団体等が所属職員や会員企業に対して要請書セットを送付できるよう、要請書セットの電子データもメールで送付してください。

4-②. 要請活動の手順

STEP3-1

～関係諸団体等～
(会員企業を有する団体等)

県庁所管課を通じて、会員企業を有する関係諸団体等に「要請書セット」を送付しますので、要請書の内容をご確認ください。
また、所管する会員企業に要請書の内容を周知いただきますようお願いいたします。

留意事項

・所管する会員企業に要請書セットを送付し、障害者の雇用確保・維持の呼びかけに御協力をお願いします。

会員企業への周知方法(例)

- ⇒会員企業向けのメルマガや会報誌を通じて、要請書セットを送付する。
- ⇒会員企業の集う会合にて、要請書セットを配布する。

4-③. 要請活動の手順

STEP3-2

～関係諸団体等～
(会員企業を有しない団体等)

県庁所管課を通じて、関係諸団体等に「要請書セット」を送付しますので、要請書の内容をご確認ください。

留意事項

- ・要請書セットの送付はこちらで終了です。

5. お問い合わせ

要請活動について、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

滋賀県障害者雇用対策本部事務局

- ・商工観光部労働雇用政策課
- ・健康医療福祉部障害福祉課
- ・教育委員会特別支援教育課

■代表連絡先

商工観光労働部労働雇用政策課

(TEL) 077-528-3758

(E-Mail) fe0004@pref.shiga.lg.jp